

## 浜松市規則第 8 2 号

### 浜松市区の再編に関する住民投票条例施行規則

#### (趣旨)

第 1 条 この規則は、浜松市区の再編に関する住民投票条例（平成 3 0 年浜松市条例第 5 9 号。以下「条例」という。）の規定による住民投票について、必要な事項を定める。

#### (点字投票)

第 2 条 条例第 9 条第 1 項の規定による点字投票をする投票人（条例第 8 条第 2 項に規定する投票人をいう。以下同じ。）は、第 3 項の投票用紙に、設問 1（条例第 2 条第 1 項第 1 号に規定する設問 1 をいう。以下同じ。）について賛成又は反対のいずれかを点字により自書するとともに、反対と自書した場合にあっては、更に設問 2（同項第 2 号に規定する設問 2 をいう。以下同じ。）について賛成又は反対のいずれかを点字により自書しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する点字投票は、無効とする。

(1) 所定の用紙を用いないもの

(2) 設問 1 について賛成の文字を記載した場合において、設問 2 について賛成の文字又は反対の文字を記載したもの

(3) 設問 1 について反対の文字を記載した場合において、設問 2 について賛成の文字又は反対の文字のいずれも記載しないもの

(4) 投票用紙に何も記載しないもの

(5) 賛成の文字又は反対の文字のほか、他事を記載したもの

(6) 賛成の文字又は反対の文字を自書しないもの

(7) 賛成の文字又は反対の文字のいずれを記載したかを確認し難いもの

3 条例第 1 0 条第 2 項に規定する点字投票の投票用紙の様式は、別記様式のとおりとする。

4 前 3 項に定めるもののほか、第 1 項の規定による点字投票については、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）第 4 7 条並びに公職選挙法施行令（昭和 2 5 年政令第 8 9 号。以下「政令」という。）第 3 9 条並びに第 5 0 条第 3 項及び第 4 項の規定の例による。

#### (代理投票)

第 3 条 条例第 9 条第 2 項の規定による代理投票については、法第 4 8 条の規定の例による。

#### (期日前投票)

第 4 条 条例第 9 条第 3 項の規定による期日前投票については、法第 4 8 条の 2 の規定の例による。

(不在者投票)

第5条 条例第9条第4項の規定による不在者投票は、条例第4条第1項に規定する投票日(以下「投票日」という。)の当日に法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

2 前項の不在者投票管理者は、政令第55条第1項、第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。この場合において、同条第1項中「居住する地」とあるのは「居住する地(本市の区域内に限る。)」と、同条第2項及び第4項第2号中「保護施設の長」とあるのは「保護施設の長であつて、その承諾を得たもの」とする。

3 前2項に定めるもののほか、第1項の規定による不在者投票については、法第49条第1項及び第10項の規定の例による。

4 第1項の規定によるほか、法第49条第2項に規定する身体に重度の障害があるものに相当する投票人は、同項の規定の例により、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により投票をすることができる。

5 前項の投票人で同項に規定する方法により投票をしようとするもののうち自ら投票用紙に○の記号を記載することができないもの(政令第59条の3の2第1項各号に掲げる者に限る。)は、法第49条第3項の規定の例により、同項の規定により届け出ている者をして投票用紙に○の記号を記載させることができる。

6 前2項の場合においては、政令第59条の3、第59条の3の2第2項から第6項まで及び第59条の3の3の規定は、適用しない。

(開票立会人)

第6条 市長は、各開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに3人以上10人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、同項の開票立会人については、法第62条第3項、第8項及び第10項の規定の例による。

(住民投票の成立又は不成立の決定)

第7条 条例第15条第1項の投票資格者の総数の算定については、本市の長の選挙における公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)別記第24号様式その1に規定する選挙当日有権者の数の算定の例による。

2 開票管理者は、全ての投票録の送致を受けたときは、直ちに当該投票録を点検し、当該開票区に係る投票資格者の総数及び投票した者の総数を計算しなければならない。

3 開票管理者は、前項の規定により当該開票区に係る投票資格者の総数及び投票した者の総数を計算したときは、直ちにこれらを市長に報告しなければならない。

4 市長は、全ての開票管理者から前項の規定による報告を受けたときは、その報告を調査し、投票資格者の総数及び投票した者の総数を計算し、条例第15条の規定による住民投票の成立又は不成立の決定をしなければならない。

5 市長は、前項の決定をしたときは、その内容を開票管理者に通知しなければならない。  
(投票結果の確定)

第8条 開票管理者は、前条第5項の規定により住民投票の成立の決定の通知を受けたときは、開票作業を開始するものとする。

2 開票管理者は、投票の点検が終わったときは、直ちにその結果を市長に報告しなければならない。

3 市長は、全ての開票管理者から前項の規定による報告を受けたときは、その報告を調査し、設問1及び設問2について、それぞれ賛成及び反対の投票の総数を計算し、住民投票の結果を確定しなければならない。

(投票等の保存)

第9条 市長は、投票並びに投票及び開票に関する書類を、投票日から1年間保存しなければならない。

(投票記載所の掲示)

第10条 市長は、投票日の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他の適当な箇所において、条例第2条第1項各号に規定する市長が示す時期及び同項第1号に規定する3区案の掲示をしなければならない。

2 市長は、条例第4条第2項の規定による告示の日の翌日から投票日の前日までの間、期日前投票所又は不在者投票管理者(第5条第2項の規定によりその例によることとされる政令第55条第1項又は第3項の規定により置かれるものに限る。)の管理する投票を記載する場所内の適当な箇所において、条例第2条第1項各号に規定する市長が示す時期及び同項第1号に規定する3区案の掲示をしなければならない。

(住民投票に関する請求等の時間)

第11条 条例又はこの規則の規定により市長に対して行う請求その他の行為は、午前8時30分から午後5時までの間に行わなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項の規定による不在者投票に関し不在者投票管理者等に対して行う行為に係る時間については、法第270条の2の規定の例による。

(住民投票に関する請求等の期限)

第12条 条例又はこの規則の規定により市長に対して行う請求その他の行為の期限については、浜松市の休日定める条例(平成元年浜松市条例第76号)第2条の規定は、

適用しない。

(細目)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式 (第2条関係)

<p>点字投票</p>
<p>年 月 日 執行</p>
<p>浜松市区の再編に関する住民投票 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p>
<p>○ 注 意</p>
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 設問1について賛成の人は、賛成の文字を書き、他のことは書かないでください。</li><li>・ 設問1について反対の人は、反対の文字を書き、これに続けて、設問2についての賛成又は反対の文字を書き、他のことは書かないでください。</li></ul>
<p>【設問1】 3区案 (天竜区・浜北区・その他の5区) での区の再編を平成33年1月1日までに<u>行うこと</u>について</p>
<p>【設問2】 (設問1で「<u>反対</u>」の場合のみ記入) 区の再編を平成33年1月1日までに<u>行うこと</u>について</p>